第6回 連絡調整委員会 会議要旨

開催日時 令和2年7月7日(火) 8:55~9:30

開催場所 経営会議室

出席者 委員長:副市長

委員:総合政策部長、総務部長、市民生活部長、

健康福祉部長、健康福祉部参事、教育部長、教育部参事

担当部署:保健センター 事 務 局:安心安全推進課

議 題 新型コロナウイルス感染症

- (1) 公共施設の利用制限について
- (2) イベントの開催基準について
- (3) その他

(1)公共施設の利用制限について

各施設の利用制限について情報共有した。

また、現状では各施設の利用制限の緩和を進める方向とし、今後は国や県の動向を見ながら判断することとした。

ア 女性センター

・7月31日までは市民開放を停止し、8月1日以降は、感染拡大が認められない限り、 サテライトオフィス機能を残しながら一部市民開放する。

イ 市民活動推進センター

・7月19日まで市民開放停止。7月20日以降は、感染拡大が認められない限り、市民 開放する。

ウ 各市民センター

- ・使用できる部屋を制限し、利用上限人数を設定する。
- ・利用時間や利用対象などを制限する。
- ・消毒液等を用意する。

工 各児童館

- ・開館時間を1日3回、2時間ずつとし、複数回の利用を可とする。
 - $10:00\sim12:00$ $213:15\sim15:15$ $315:30\sim17:30$
- ・図書の使用を許可する。利用については図書館と同様とし、マスクの着用や手指 消毒の徹底、また、職員が消毒後に書架に戻す。
- ・遊戯室の運動系の遊びについては、人数の多寡により実施可能とする。

オ 老人福祉センター

・7月1日からお風呂と屋外の利用(ゲートボール、グランドゴルフのみ)緩和。

力 図書館

8月1日から開館時間や滞在時間、利用人数などを緩和。

キ 屋外・屋内体育施設

- ・屋外体育施設:8月1日から緩和。(大会等開催可能)
- ・屋内体育施設(海洋センター):8月1日から緩和。(大会等開催可能及び一般団体 個人使用開始)

ク 学校開放(体育館・校庭)

8月1日から緩和。(大会等開催可能及び一般使用開始)

(2) イベントの開催基準について

屋外で行われるイベントについて必要な対策を講じたうえで緩和をしていくこと とした。

- ・屋外で開催するイベントについての変更として参加人数等の基準は設けない。ただ し、以下の事項を開催の前提条件とする。
 - ① 特定の地域からの来場が見込まれる。
 - ② 密集・密接などの場面が想定されない
 - ③ 感染防止対策を講じる。
 - ④ イベント前後において参加者同士の交流会などを実施しない。
 - ⑤ 近接した距離での声援や大声での発生が想定されない。
 - ⑥ 上記のほか、状況に応じて必要な対策を講じる。
 - ※ 飲食を伴うイベントの開催については検討するよう指示あり。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症対策の長期化を見据えた執務体制について